学位論文(博士)のデジタル化に 係る著作権処理(「共通許諾」) 手続に関する説明会

平成22年6月29日(火)10:30~平成22年7月 5日(月)14:30~ 国立国会図書館 東京本館 新館大会議室 関西館 第一研修室

国立国会図書館 総務部企画課 大規模デジタル化実施本部事務局 立松 真希子

本日の構成

- 1 本事業の背景
- ▶ 2 平成22年度の学位論文のデジタル化及び 著作権処理について
- 3 「共通許諾」手続の概要・スケジュール
- ▶4「共通許諾」手続参加の回答書について
- 5 質疑応答

<配布資料>

- ① プレゼン資料[この資料]
- ② 「平成22年度の学位論文(博士)のデジタル化実施に係る著作権処理(「共通許諾」)手続への参加について(依頼)」1式

1 本事業の背景(1)

▶「国立国会図書館と大学図書館との連絡会」

平成18年2月 国立国会図書館と国公私立大学図書館協力委員会委員長館と の間での覚書を締結して設置

国立国会図書館及び大学図書館間の共通する課題について政策的及び実務的な面から問題を協議し、両者間の連携協力を推進

▶「学位論文電子化の諸問題に関するワーキング・ グループ」

平成19年11月 国立国会図書館、大学図書館、文部科学省及び国立情報学研究所を構成員として、「連絡会」の下に設置

学位論文の保存・蓄積及び利用・提供に係る考え方、大学、国立情報学研究所及び国立国会図書館の役割分担の枠組み、メタデータ(書誌情報を含む。)の標準化と相互運用(交換)、制度面(学位規則等)における課題整理及び取組の方策等について検討

1 本事業の背景(2)

▶ 平成20年3月 『「学位論文電子化の諸問題に関するワーキング・グループ」中間報告』

電子的学位論文の収集・保存に関する提言を含む

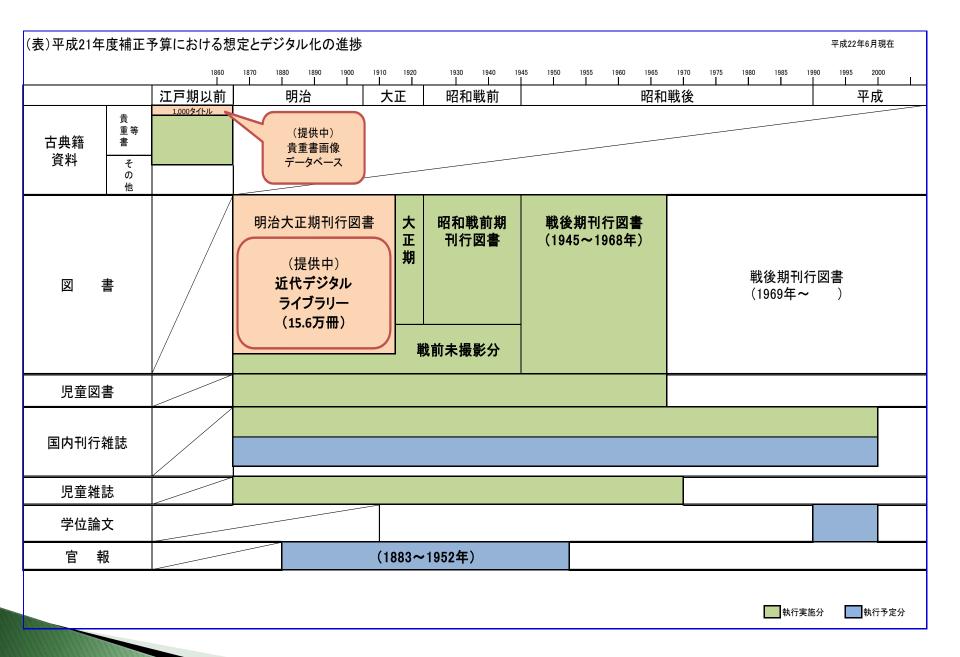
- ✓ 「過去分」(学位授与日が基準日以前であるもの)は、国立国会図書館が電子化及び保存を行う
- ✓ 学位論文の電子的利用に必要な著作権許諾を得るために大学及び 国立国会図書館が許諾書の統一的書式等のガイドラインを作成する

等

1 本事業の背景(3)

著作権法の改正(平成21年6月公布 平成22年1月施行)
第31条第2項
資料の保存を目的とする国立国会図書館所蔵資料のデジタル化

 平成21年度第1次補正予算
国立国会図書館所蔵資料のデジタル化経費として 約127億円の計上
図書、雑誌、古典籍資料、学位論文、児童書、官報 平成21~22年度の2か年で執行



2 平成22年度の学位論文のデジタル 化及び著作権処理について(1)

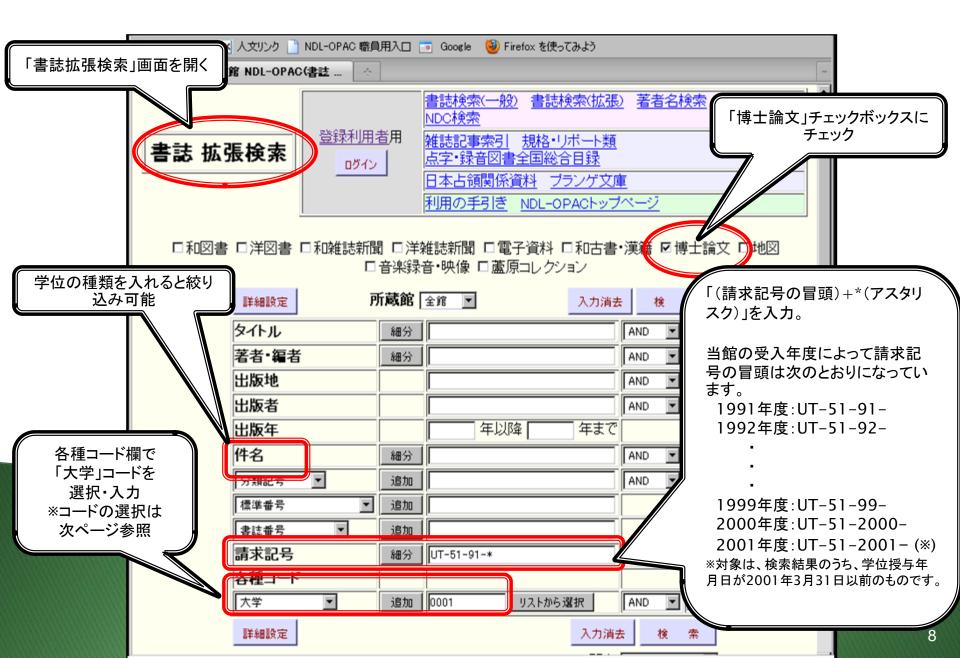
- 基本方針国公私立大学図書館協力委員会との確認事項
- ▶ デジタル化の対象範囲・実施方法 1991~2000年度に国立国会図書館が受け入れた学位論文 画像データ(テキスト化は今後の検討)
- 著作権処理

学位授与大学の学長(又は図書館長)及び国立国会図書館長が 共同して、学位論文の著者に当該著者の学位論文のデジタル化 (複製)、デジタル化した学位論文の譲渡及び公衆送信の許諾を依頼し、当該著者が単一の許諾書によって許諾すること(これを「共通許諾」と称する。)を基本とする。

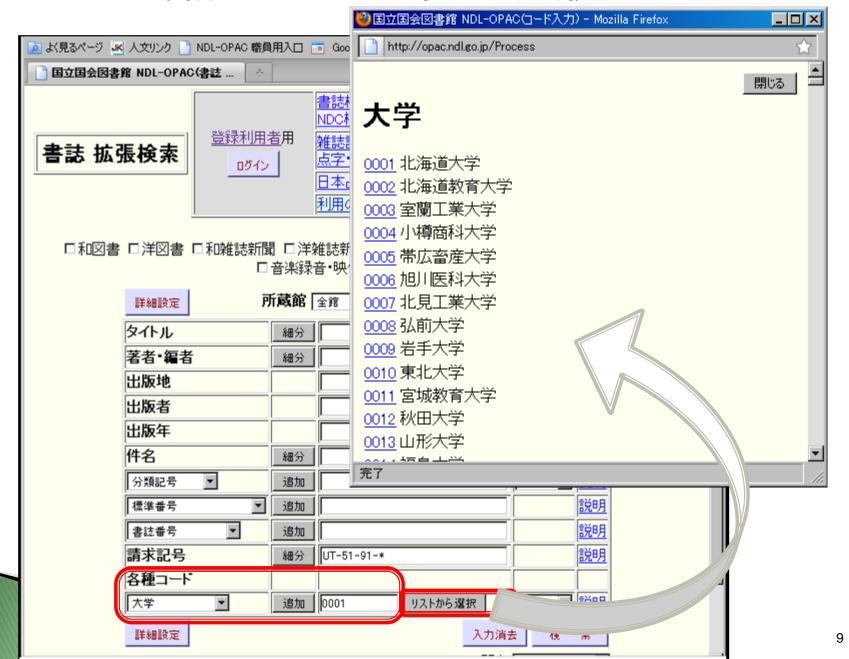
▶ デジタル化・著作権処理は、国立国会図書館が外部 委託により実施

※ 配布資料② 5~6ページ

対象論文のNDL-OPAC検索方法



対象論文のNDL-OPAC検索方法(続き)



2 平成22年度の学位論文のデジタル 化及び著作権処理について(2)

- ▶ 平成22年度の「共通許諾」の許諾内容
 - (1)国立国会図書館が著作権法第31条第2項の規定に基づきデジタル化した学位論文を広く利用(全文複写提供、公衆送信)に供すること。
 - (2)国立国会図書館がデジタル化した学位論文を複製して学位授 与大学に譲渡すること。
 - (3)国立国会図書館から譲渡を受けたデジタル化された学位論文 を学位授与大学で利用(全文複写提供、公衆送信)に供すること。
- 今回の「共通許諾」の枠組みの適用範囲は、平成22年度にデジタル化される学位論文のみ

※配布資料② 5ページ、11~14ページ

3 「共通許諾」手続の概要・スケジュー ル(1)

- ▶「共通許諾」手続に参加された場合
- ✓ 「共通許諾書」の写しをお渡しします
- ✓ (学位論文の著者から許諾が得られれば)学位論文 のデジタル化複製物 * をお渡しします
 - * 画像データ(JPEG2000)、メタデータ(DC-NDL)

※配布資料② 6~7ページ、15ページ

3 「共通許諾」手続の概要・スケジュー ル(2)

- ▶ 著者の連絡先照会への協力 著作権処理受託業者からの照会に可能な範囲での ご協力をお願いします
 - ※著作権処理受託業者による著者の連絡先調査で判明しなかった場合にのみ照会します。

配布資料② 6ページ 3(4) 15~16ページ Q&A4

3 「共通許諾」手続の概要・スケジュー ル(3)

- ▶ 著者の連絡先照会への協力 オプション
 - ✓あらかじめ提供可能な情報を当館に提示
 - (当館から著作権処理作業受託業者へ提示)
 - ✓連絡先を把握している著者に大学から許諾依頼文書を送付
 - (論文名等を記入した許諾依頼文書・返信用封筒・返信切手を著作権処理作業受託業者から大学へ提供。著者への送付の送料は大学負担)

▶ 参加のご回答の際、ご希望をお申し出ください

3 「共通許諾」手続の概要・スケジュー ル(4)

- 6~7月「共通許諾」手続参加の募集 締切:7月23日(金)
- 9月~ デジタル化・著作権処理開始、広報開始 <この間、著者の連絡先照会へのご対応>
- ~23年3月 デジタル化・著作権処理 成果物納入
- 4月以降 「共通許諾」手続参加大学に、

「共通許諾書」の写し・

デジタル化複製物(許諾が得られた場合)

の引渡し

※配布資料② 6~7ページ

4「共通許諾」手続参加の回答書について

- ▶配布資料② 3ページ
 - ✓項目2 職名をご指定ください
 - ✓項目3「許諾依頼に対する回答書」の大学使用欄(配布資料② 13ページ 2(7))に記載することがあれば、ここにお書きください
 - ✓項目4 既に著作権処理を行っている学位論文がある場合、 お申し出ください
 - ✓その他、著者の連絡先の照会への協力の仕方等についての ご希望は、余白又は別紙に記載してお申し出ください
- ご希望の場合は、回答書の電子ファイル(MS Word ファイル)をお送りします

5 質疑応答

お問い合わせは・・・ 国立国会図書館 総務部企画課 大規模デジタル化実施本部事務局 担当:立松、石澤 【電話】03-3506-5295(直通) 【Email】digi-jimu★ndl.go.jp